

デジタルポイント活用推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 宮城県（以下、「県」という。）は、域内消費の拡大による地域経済の活性化と地域のデジタル化を推進するため、県内の市町村、商工会議所及び商工会が、県が普及拡大を推進するデジタル身分証アプリを活用したデジタルポイントの発行に取り組む事業に要する経費について、当該事業の実施主体に対し、予算の範囲内において、デジタルポイント活用推進事業費補助金（以下、「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「商工会議所」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所のことをいう。

2 この要綱において「商工会」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会のことをいう。

(交付の対象)

第3 本補助金の交付対象となる事業実施主体、事業内容、経費は別表1のとおりとする。

2 国、県及びその他の補助金等の交付を受けた事業については、本補助金の対象としないものとする。

(補助金の額)

第4 本補助金の経費区分、補助率及び補助上限額は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下、「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとするが、申請者が市町村である場合は、（2）及び（3）の書類を省略できるものとする。

（1）事業実施計画書（別紙1）

（2）事業実施主体の概要がわかる資料（パンフレット等）

（3）県税に未納がないことを証する書類（納税証明書（税目：全ての県税））

(4) その他知事が必要と認める書類(事業費積算の根拠(見積書)、導入するアプリやシステム等の概要及びデジタルポイントの運用スキームが分かる資料等)

4 県税に未納がある事業者は、交付申請をすることができない。

(交付の決定)

第6 知事は、第5第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、第5第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該申請に係る補助対象経費から当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第5第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、審査にあたり、第5第4項に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

5 知事は、規則第5条の規定により、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第7 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りではない。

(1) 補助対象経費の30%以内の増減である場合

(2) 補助対象経費の20%以内について、経費区分間で配分を変更する場合

(3) その他、事業の目的に変更をもたらさない事業計画の軽微な変更である場合

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。

(補助事業遅延等の報告)

第9 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、その提出期限は事業完了(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)後30日以内又は交付決定のあった日の属する県の会計年度の3月4日のいずれか早い日までとする。た

だし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

- 2 前項の実績報告を行うに当たって、本補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実施報告書（別紙1）
 - (2) 事業費支出明細書（別紙2）
 - (3) 見積書、契約書、納品書及び領収書（支払完了を証する書類等の写し）
 - (4) 事業実施の成果がわかる資料（会議等復命書、写真、作成したパンフレット等）
 - (5) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

- 第11 知事は、第10第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類を審査した上で必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第7第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付されない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付方法）

- 第12 本補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第13 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第14 知事は、第8第1項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第6第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 補助事業者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反し

た場合

- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助事業者が暴力団排除に関する誓約に反する等、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合
 - (5) 補助事業者が、第10の規定による補助事業実績報告書の提出を怠った場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第11第3項の規定を準用する。

(帳簿及び書類の備付け)

第15 事業実施主体は、補助金に係る経理についての収支に係る証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

- 第16 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- 2 情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報を含むがこれらに限定されない）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
 - 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合も含む）も有効とする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月19日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。